

2025 年 8 月 21 日

各位

会社名	フリービット株式会社 (コード番号 3843: 東証プライム市場)
本社所在地	東京都渋谷区円山町3番6号
代表者	代表取締役社長 CEO 兼 CTO 石田宏樹
問合せ先	取締役グループ経営企画本部長 和田育子
電話番号	03-5459-0522 (代表)
(URL)	https://freebit.com/

当社の取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

第1. 当社の取締役に対する処分の概要

(1) 処分日	2025年9月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 10,600株
(3) 処分価額	1株につき1,720円 (※) ※ 本自己株式処分のうち当社の取締役に対する処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、取締役会決議の日の前営業日（2025年8月20日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（1,720円）を処分価額としております。
(4) 処分総額	18,232,000円
(5) 処分予定先	当社の取締役 (※) 4名 10,600株 ※ 社外取締役を除きます。

第2. 当社の執行役員、株式会社フルスピードの取締役並びに株式会社ギガプライズの取締役及び執行役員に対する処分の概要

(1) 払込期日	2025年 9 月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 31,100株
(3) 処分価額	1 株につき1,720円
(4) 処分総額	53,492,000円
(5) 処分予定先	当社の執行役員 2 名 2,900株 株式会社フルスピードの取締役 (※1) 4 名 4,200株 株式会社ギガプライズの取締役 (※2) 2 名 18,000株 株式会社ギガプライズの執行役員 4 名 6,000株 ※1 当社の取締役又は執行役員を兼務する取締役を除きます。 ※2 非業務執行取締役及び当社の取締役又は執行役員を兼務する取締役を除きます。

第3. 処分の目的及び理由

1. 勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2021年6月17日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする報酬制度として、勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。

そして、2021年7月29日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、各対象取締役に對し、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除する等の定めに服する当社普通株式（譲渡制限付株式）を交付すること、無償交付方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年23,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすること、及び、無償交付のため金銭の払込み等は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出した額とすることにつき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社の執行役員、当社の子会社である株式会社フルスピードの取締役（当社の取締役又は執行役員を兼務する取締役を除きます。）並びに当社の子会社である株式会社ギガプライズの取締役（非業務執行取締役及び当社の取締役又は執行役員を兼務する取締役を除きます。）及び執行役員に対しても、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。なお、当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員を対象とする譲渡制限付株式付与制度においては、各対象者は、当社又は当社の子会社より支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとしております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役4名に対し、取締役としての職務執行の対価として、当社の普通株式合計10,600株を、また、当社の執行役員2名に付与される当社に対する金銭債権、株式会社フルスピードの取締役4名に付与される同社に対する金銭報酬債権、並びに株式会社ギガプライズの取締役（以下、株式会社フルスピードの取締役と併せて「子会社取締役」といいます。）2名及び執行役員4名（以下「子会社執行役員」といいます。）に付与される同社に対する金銭報酬債権又は金銭債権の合計53,492,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権又は金銭報酬債権の額は金1,720円）、当社の普通株式合計31,100株（以下、対象取締役に對する付与分と併せて「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。なお、当社は、当社の執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

(1) 譲渡制限の期間

対象取締役は、2025年9月19日（割当日）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、2025 年 9 月から 2028 年 4 月期に係る定時株主総会の終結の時までの期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合であっても、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

なお、株会社ギガプライズの取締役及び執行役員に対して付与する株式の一部については、諸般の事情を勘案し、1 年から 3 年の役務提供期間を定めています。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得することができることとします。

また、譲渡制限期間開始後、役務提供期間満了日までに対象取締役が死亡により退任した場合には、無償で没収します。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

第 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記のとおり、当社の執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する本自己株式処分は、当社又は当社の子会社の取締役会の決議に基づき割当予定先に支給された金銭債権又は金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 8 月 20 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,720 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上